

三條市奨学金返還支援補助金

三條市で働く人に
奨学金の返還を支援します補助金額
最大

180万円

年度上限額 36万円
補助対象期間 60か月三條市に
Uターンした方三條市立大学又は
三條看護・医療・歯科衛生
専門学校を卒業した方

補助対象経費

年度内に返還する奨学金の額

※勤務先等から奨学金の返還の補助を受ける場合は、その額を控除します。

※国、県その他の市の制度により奨学金の返還の補助を受ける方は申請できません。

補助対象奨学金

- 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金及び第二種奨学金
- 新潟県奨学金

対象となる方

次の要件を全て満たす方

① 次のA・Bのいずれかを満たす方

A令和6年2月1日以降、40歳未満で三條市にUターン※1した方

B三條市立大学又は三條看護・医療・歯科衛生専門学校を令和5年度に40歳未満で卒業した方

② 三條市に住所がある方

③ 三條市内で就業又は起業している方※2

④ 三條市に定住する意思のある方

⑤ 市区町村民税等を滞納していない方

※1 過去に1年以上三條市に住所のあった方が、1年以上市外に居住してから三條市に居住することを指します。

※2 公務員として勤務する方を除きます。

まずはご相談ください

お問合せ先

三條市地域経営課

〒955-0071 三條市本町3丁目1番4号

電話 0256-34-5646

メール chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

